

住民直接搬入許可申請書

令和 年 月 日

足柄西部清掃組合長 様

住 所 足柄上郡

搬入者
(申請者) 氏 名

連絡先

足柄西部環境センターに廃棄物（粗大ゴミ）を搬入したいので、搬入条件を厳守し、次のとおり申請いたします。

搬入車両	ナンバー（ - ・ - ） 台		
搬入数量	点（粗大ゴミの数）	搬入物	別紙のとおり
搬入日時	令和 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分		
搬入条件	<p>1. 廃棄物の搬入時には、次のことを厳守すること。</p> <p>①搬入は申請者自らが行い、申請者の住所がわかる身分証明書を提示すること。</p> <p>②搬入日時は、上記に記載のとおりとする。</p> <p>③廃棄物を搬入する際、廃棄物の飛散や流出及び悪臭、騒音、振動等の公害が生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>④積み降ろし等の作業に必要な用具は持参し、自ら実施すること。</p> <p>⑤積み降ろし等の作業によって、場内を汚した場合には、速やかに清掃すること。</p> <p>2. 搬入することができる廃棄物の種類及び数量等は、次のとおりとする。</p> <p>①搬入できる廃棄物は粗大ごみに限り、搬入回数は1回とし、搬入数量は上記に記載のとおりとする。</p> <p>②足柄西部環境センターに搬入できないものは持ち帰ること。</p> <p>3. 廃棄物の搬入者の責によって、施設、設備を損傷し、又は他に損害を与えたときは現状への回復、又は損害賠償の責任を負うこと。</p> <p>また、事故等が発生した場合は、直ちに応急処置等を行うこと。</p> <p>4. 施設場内においては係員の指示に従うこと。</p> <p>5. 廃棄物の計量方法は、全体重量と空車重量の2回の計量の差で測定する。計量の際には係員の指示に従うこと。</p> <p>6. 廃棄物処理手数料（ごみ処理手数料）は、当日受付窓口で支払うこと。</p>		

上記の申請について、搬入条件を付して許可する。

令和 年 月 日

足柄西部清掃組合長 湯川 裕司 印

廃棄物搬入（粗大ゴミ）内訳表

別紙

NO	可燃粗大	点数	NO	可燃粗大	点数
1	布団・毛布・クッション・座布団・枕		10	プラ衣装ケース・ごみ箱・茶箱	
2	マットレス		11	ポリタンク・ホースリール	
3	ソファ		12	ベビーバス・ペット用トイレ	
4	ジュータン・カーペット・ござ・ラグ		13	クーラーボックス	
5	ダンス・チェスト（木製・プラ製）		14	風呂のフタ・板・ビニールトタン	
6	棚・本棚・食器棚（木製・プラ製）		15	畳	
7	木のテーブル・机・台・柵・座卓		16	その他（ ）	
8	木製のイス・座いす			（ ）	
9	ベット・ベビーベッド		可燃粗大 点数小計（A）		

NO	不燃粗大	点数	NO	不燃粗大	点数
1	自転車・一/三輪車・車いす・シルバーカー		18	スチール製の机・棚・イス・パイプベッド	
2	ベビーカー・チャイルドシート・歩行器		19	パイプ類・物干し・サークル・ゲージ	
3	ストーブ・ファンヒーター・こたつ		20	鏡台・鏡・水槽・ガラス類・鉢	
4	扇風機・冷風機・サーキュレーター		21	健康器具・マッサージ機・体重計	
5	空気清浄機・除湿/加湿器・布団乾燥機		22	照明器具・ドライヤー・時計・美容器具	
6	掃除機		23	ポータブルミシン・編み機	
7	ビデオデッキ・DVD・ブルーレイレコーダー		24	オルガン・エレクトーン・電子ピアノ	
8	ステレオ・コンポ・スピーカー・アンプ		25	おもちゃ・キックボード・ローラースケート	
9	ワープロ・プリンター・シュレッダー		26	キャンプ用品・簡易テント	
10	電話機・ファックス		27	旅行用バック・スーツケース	
11	テレビ台・レンジ台・パソコン台		28	ブリキの箱・トタン・一斗缶	
12	電子レンジ・オーブン・トースター		29	ウォシュレット・便座	
13	ガスレンジ/コンロ・プレート・電気グリル		30	スコップ・高枝バサミ・クワ・鎌	
14	電子ジャー・炊飯器・ホームベーカリー		31	その他（ ）	
15	ポット・ジュースサーバー・ミキサー			（ ）	
16	食器洗機・食器乾燥機・浄水器			（ ）	
17	米びつ・精米機・餅つき機		不燃粗大 点数小計（B）		

粗大ごみ点数合計（A+B）	
---------------	--

※「住民直接搬入許可申請書」へ転記